

(1)

NPO法人 (Non Profit Organization特定非営利活動法人)とは、文字通り利益を目的としない特定の公益的な事業活動を行う団体に与えられる法人格です。のちに定款の説明がありますが、利益を追求してはならないという規定はありません。法人の構成員に利益を配当してはならず、最終残余財産は国・地方あるいは公益法人に帰属させるという趣旨の法人です。

NPO法人の取得のためには、JCOAのような社団法人特に一般社団法人との大きな違いは、構成する会員のための事業すなわち共益事業が制限されていることです。また後に説明しますが、JCOAのように会員からの会費収入による運営ではなく、広く個人・法人からの寄付金収入で事業活動を行うことを求められている法人です。

(2)

従前より公益的・非営利活動を行う団体は、任意団体NPOとして活動してきましたが、任意団体としての様々な不都合を解消するために1998年特定非営利活動法人（通称「NPO法」）が設立されました。他の公益法人に比べ、NPO法人は設立手続きが容易で、かつ行政庁による内容への介入が行われにくいという利点があり、法施行直後から法人格を取得する団体が急増し、2008年10月時点で3万5千を超える法人が認証されています。更に国税庁長官に「一定の要件を満たしている」と認められますと、より高い優遇税制が適用された「認定NPO法人」を取得することができます。これは「より高い客観的な基準において高い公益性を持つ」と判定された法人で、我々の目指すところであります。

(3)

以前より、国・地方公共団体や公的金融機関は特に保健・医療・福祉のNPO法人活動に対して支援を行ってきましたが、今年発表された第二次健康21の中で口コモ啓発事業に大規模予算が計上されたことで、その受け皿としてNPO法人は、特に寄附する側にとりましては益々都合の良い存在となっています。

即ちNPO法人の取得は行政庁からのいわば「お墨付き」であり、口コモ啓発活動を国民に広く展開していく為の手段としてこの上もないステータスなのです。加えて事業活動内容が社会的信用を得ることで、さらに国や地方自治体の委託事業

に参加する機会も増え、社会貢献の一翼を担うチャンスが広がっていくものと思われます。

## \* 「NPO法人について」 (付録)

[http://www.jnpoc.ne.jp/?page\\_id=198](http://www.jnpoc.ne.jp/?page_id=198)

Q ; NPO法人も税金を納めるの？

A ; 法人になると、一定の納税の義務が課せられます。国税である法人税については、原則非課税となっていますが、法人税法に規定された収益事業232の所得に対して、企業と同じ税率で法人税を納めなければなりません。地方税が課せられますが、多くの自治体では、法人税法上の収益事業を行わないなどの一定の条件のもとに、これを免除する規定を定めています。

Q ; NPO法人と公益法人の税制上のちがいは？

A ; 原則非課税という点は公益法人（財団法人・社団法人）もNPO法人と同じです。

Q ; NPO法人に寄付をすると税が優遇されるの？

A ; 個人や企業がNPO法人に寄付をしても、税制上の優遇措置はありません。しかし国税庁長官によって認定NPO法人（法人格）となった団体に寄付をすると、次のような税優遇があります（QII-14参照。詳しい算定式などについては専門書か税務署の資料を参照）。

- (1) 個人が寄付した場合、一定限度内で寄付金額に応じた所得控除が得られる。
- (2) 企業が寄付した場合、一定限度内で寄付金額に応じた損金算入（経費処理）が認められる。
- (3) 個人が相続財産を寄付した場合、その寄付分が課税対象外になる。
- (4) 当該認定NPO法人がその収益事業所得を非収益事業に充てた場合（みなし寄付という）、一定限度内でその金額に応じた損金算入が認められる。

この制度は2001年10月から実施され、2003年4月に改正されました。改正によって認定要件の緩和や（4）項の追加がおこなわれましたが、実際には未だ認定要件が非常に厳しく、しかも提出資料が煩雑なため、極めてわずかの法人しか認定を受けていません（2003年12月1日現在18法人）。